(意見書案第2号)

ヘイトスピーチ対策に関し法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、締約国 である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において示された、特定の民族・国籍の 外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める 決定を下した。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する 法整備がなされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大 会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を 失うことにもなりかねない。

よって、政府においては、ヘイトスピーチ対策として、法整備を含む強化策を速やかに 検討し、実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 20 日

釧路市議会

内閣総理大臣 } 宛 按 務 大 臣 }